

年末・年始の

県民運動 交通事故防止

飲んだら乗るな!
後悔、先に立たず!

運動期間

令和6年

12/1日

令和7年

1/6月

スローガン

重点

新年へ 無事故のタスキ つなごうよ

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行
- ③ 高齢者の交通事故防止
- ④ 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底
- ⑤ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

年末・年始の

交通事故防止県民運動

5つの重点

重点
1

飲酒運転の根絶

- 自転車も含め、飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない!みんなで飲酒運転を防ぎましょう。

- 4 しない
- ①酒を飲んだら運転しない。
 - ②運転するなら酒は飲まない。
 - ③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
 - ④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

- 3 させない
- ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
 - ②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
 - ③運転する人には、酒はすすめない。

- 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。



重点
4

信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

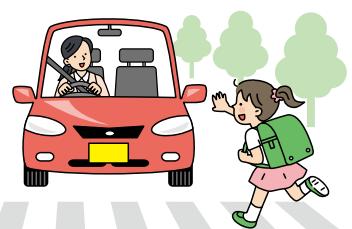
- 運転者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、車両は一時停止しなければなりません。
- 道路標識や予告標示(ダイヤマーク)に注目して走行しましょう。

- 歩行者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。

しっかり手を上げて
左右確認も忘れない!



重点
2

夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行

- 自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- 対向車や先行車がいないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- 歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。
- スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭ったときの被害を軽減することができます。
- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況に応じた速度で運転しましょう。
- カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点
3

高齢者の交通事故防止

- 道路を歩くときは次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 横断中も左右の安全確認をしましょう。
- 斜め横断、車両の直前直後の横断、横断禁止場所の横断はやめましょう。



重点
5

運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- 自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ち通話や画面注視といった「ながら運転」をしてはいけません。
- 「ながら運転」は重大な事故の原因となるためやめましょう。
- 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の運行中における携帯電話使用等いわゆる「ながら運転」の罰則規定が整備されました。



入ろう
自転車保険

かぶろう
自転車
ヘルメット